

政令第三百九十二号

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「第四項又は第五項」を「第五項又は第七項」に改める。

附 則

この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。